

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和3年2月15日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
理事長 上田 裕一

1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

奈良県立病院機構未収金回収業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

各病院長及び受託者が合意した場合、2回を限度として更新することができるものとします。(更新期間は1年以内とし、各年更新とします。)

(3) 委託業務の内容

奈良県立病院機構未収金回収業務に係る公募型プロポーザル実施要領で定めるところによります。

(4) 対象病院及び所在地

奈良県総合医療センター(奈良市七条西町2-897-5)

奈良県西和医療センター(生駒郡三郷町三室1-14-16)

奈良県総合リハビリテーションセンター(磯城郡田原本町大字多722番地)

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

(1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項および第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。

(3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。

(4) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加者資格者名簿に、営業種目「Q7諸サービス」で登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-8908(ダイヤルイン)

(5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないものであること。

(6) 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条に規定する弁護士、又は同第30条の2に規定する弁護士法人。

(イ) 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の規定により営業の許可を受けた債権回収会社で、同法第12条ただし書の規定に基づき、集金代行業務に関して法務大臣から兼業承認を受けている者。

(7) 500床以上を有する病院において、平成28年4月1日以降に未収金回収業務を受託し、履行した実績を有するものであること。

3. 業務委託者の選定方法

奈良県立病院機構未収金回収業務の業務委託者を選定するにあたり、提案者を公募し、当該提案者に対して参加申込書、提案書の提出及びプレゼンテーションの実施を求め、「奈良県立病院機構未収金回収業務委託事業者選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

プロポーザルへの参加を希望される場合は、所定の参加申込書及び提案書等を提出期限までに提出してください。

なお、主な日程は下記のとおりです。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 実施要領等の交付開始 | 令和3年2月15日(月) |
| (2) 質問票の提出期限 | 令和3年2月24日(水) |
| (3) 参加申込書の提出期限 | 令和3年3月3日(水) |
| (4) 提案書の提出期限 | 令和3年3月9日(火) |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和3年3月16日(火) |
| | (日時・開始時間等は、別途通知) |
| (6) 選定結果通知 | 令和3年3月下旬 |
| (7) 契約締結 | 令和3年3月下旬 |

4. 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

令和3年2月15日(月)から令和3年3月3日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

〒630-8581

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課 経営係

(3) 交付資料

- ・実施要領
- ・参加申込書(様式1)
- ・質問票(様式2)
- ・企画提案書(様式3~8)

※上記交付資料は、下記URLからもご覧いただけます。

奈良県立病院機構ホームページ (<http://www.nara-pho.jp/>)

5. 参加申込書(様式1)の提出期限

令和3年3月3日(水)午後5時

6. 質問票(様式2)の提出期限

令和3年2月24日(水)午後5時

7. 提案書(様式3~8)の提出期限

令和3年3月9日(火)午後5時

8. 事業者との契約

- (1) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行います。協議が不調のときは、優秀提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行います。
- (2) 提案者が2者に達しない場合は、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、事業審査会にて事業者の企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に判断しま

- す。
- (3) 選定された者は、通知があり次第、当機構担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手して下さい。
 - (4) 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施して下さい。
 - (5) 企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがあります。
 - (6) 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程に定めるところによります。
 - (7) 選定者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

9. 契約の解除

契約締結後、契約者について8(7)の①から⑥までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を奈良県立病院機構に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

10. その他

詳細は、奈良県立病院機構未収金回収業務に係る公募型プロポーザル実施要領によります。

11. 問い合わせ先

〒630-8581

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課 経営係

電話 0742-81-3400

FAX 0742-81-3404